

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長岡市

2 構造改革特別区域の名称

長岡市どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

長岡市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 自然環境

長岡市は、新潟県のほぼ中央、大河信濃川に沿って開かれた日本有数の穀倉地帯・越後平野の南端に位置する。市域は、東西42.6km、南北59.3km、面積890.91km²に広がり、東は福島県境近くの守門岳、西は佐渡島を望む日本海まで達している。山間部から海岸部まで変化に富んだ地勢となっており、豊かな自然環境が特徴である。

気候は、夏は高温多湿で、冬は気温が低く北西の季節風が強く吹き、降雪のある日本海側特有の傾向が見られる。夏と冬の気温差が大きいため、四季の変化がはっきりしており、このことが本市の豊かな自然環境をはぐくむ要因の一つとなっている。

(2) 歩み

「米百俵」の故事で有名な長岡市は、戊辰戦争、第二次世界大戦と2度の戦禍に見舞われながらも、市民の英知とたゆまぬ努力により復興を果たしてきた。

平成16年には「7.13水害」及び「10.23新潟県中越大震災」という未曾有の大災害に見舞われたが、「前より前へ」を合言葉に災害からの創造的復興に取り組んでいる。

また、周辺10市町村との合併が進み、平成17年4月1日には中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町、平成18年1月1日には和島村、寺泊町、栃尾市及び与板町と合併し、平成22年3月31日の川口町との合併を経て、個性ある11の地域それぞれの魅力が輝くまちづくりを推進している。

(3) 人口・産業

本市の人口は、平成22年の国勢調査で282,674人であり、県内第2となっている。

産業構造としては、優良な米の産地として大きな役割を担う農業、先進的な電子部品や精密機械を中心に新潟県を代表する位置を占める工業、そして、商圏人口73万人の消費を支える広域的な商業拠点が形成されている商業と、第一次産業から第三次産業まで農商工バランスの取れた産業構造となっている。

産業別就業人口の構成比は、平成22年では、第一次産業4.35% (6,049人)、第二次産業31.40% (43,718人)、第三次産業62.15% (86,516人) となっている。平成17年か

らの変化を見ると、第一次産業は25.3%減少（H17:8,103人）、第二次産業は14.7%減少（H17:51,269人）、第三次産業は0.9%減少（H17:87,289人）しており、第一次産業から第二次産業、第三次産業への移行が顕著に見られる。

（4）農業

農業経営の近代化等による余剰人員の第二次・第三次産業への移行や農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、本市の総農家数及び農家人口は減少傾向にある。また、商業地や住宅団地の造成等が進む中で経営耕地面積が年々減少しており、耕作放棄地は増加傾向にある。

本市の農業産出額は、平成17年で約237億円であり、そのうち米が約8割を占める。近年の総農家数及び農家人口の減少や耕作放棄地の増加等により、農業産出額は減少傾向にあり、本市の基幹産業のひとつである農業の大きな課題となっている。

（5）観光

本市の観光資源は、2日間で約80万人が訪れる長岡まつり大花火大会を始めとして、豊かな自然環境と個性ある各地域の伝統行事等多様であり、平成23年には年間約720万人の観光客が訪れている。

また、平成24年4月にオープンしたシティホールプラザ・アオーレ長岡は、市役所・アリーナ・屋根付き広場が一体となった市民交流の拠点として、年間約150万人の来訪者を記録した。一流のアーティストによるコンサートやスポーツイベント、市民活動団体によるイベント等が多く開催され、市民に限らず市外・県外から多くの観光客や視察者等が訪れている。

特に本市は、良質な米と水、そして卓越した越後杜氏によって生み出される酒造りが盛んで、数多くの蔵元を持つ全国有数の酒のまちである。毎年10月には、蔵元が一堂に集まり地酒の魅力を発信するイベントを開催している。去年は約5千人の来場があり、今後も県内外からの観光客の誘客に大きな期待が寄せられている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、災害からの創造的復興と農業と観光を結び付けた地域の活性化を図るため、「ながおかグリーン・ツーリズム推進協議会」を設立し、農業者、飲食業者、商工会議所、NPO法人等が一体となり、都市と農村の交流に取り組んでいる。

現在本市には、農家民宿が7軒、農家レストランが3軒あるが、これらで営まれている農業の規模はいずれも小さく、いかに生産した農産物に付加価値を付けて販売していくかということが課題となっている。

こうした中、濁酒を地域と深く結びつけた新たな特産品に位置づけることで、農産物の高付加価値化が実現できるとともに、地産地消による農産物の消費拡大につながり、年間を通した収入につながる新たな地域資源として、継続的な地域活性化、ひいては6次産業化につながるものである。

さらに、本市の「酒のまち」のブランド力向上とグリーン・ツーリズム推進の取組と

の相乗効果により、農村地域へ観光客を誘致し、交流人口や宿泊者数を増加させることができ、農村地域の振興が図られるものと期待を寄せている。

6 構造改革特別区域計画の目標

構造改革特別区域法の特例措置による本計画は、自ら作った米で濁酒を製造する農家民宿や農家レストランが増え、郷土料理の一品に加えて提供されることで、農村の魅力を向上させ、グリーン・ツーリズムによる交流人口を増やすことを通して、高齢化や後継者不足で厳しい状況にある農村地域の活性化に寄与することを目標とする。

また、本市では地酒を観光資源としてPRに取り組んでおり、濁酒についても一体的にPRしていくことにより、更なる観光客誘致と融合させた一体的な取組を行うものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特区計画に基づき、濁酒の製造が平成25年度中に1件開始される見込みであり、平成26年度以降も本市の起業支援や販路開拓支援等の産業振興施策により、農家民宿及び農家レストランの新規起業や濁酒製造を促進する。これにより、農村地域の魅力が増し、現在年間約950人であるグリーン・ツーリズムの交流人口が平成30年度までに500人増加するものと期待される。また、濁酒に興味を持った来訪者が増えることにより、グリーン・ツーリズムも日帰り型から宿泊型へ移行することが期待される。

さらに、濁酒を新たな観光資源と位置づけ、全国に誇る本市の地酒の魅力と一体的にPRしていくことにより、本市への観光客の更なる誘致が図られる。

○農家民宿・農家レストランの新規起業

| 区分 | 24年度末現在 | 26年度目標 | 30年度目標 |
|----------------|---------|--------|--------|
| 農家民宿・農家レストランの数 | 10件 | 11件 | 15件 |
| 上記のうちどぶろく製造件数 | 0件 | 1件 | 4件 |

○農村地域と都市部との交流人口の増加

| 区分 | 24年度実績 | 26年度目標 | 30年度目標 |
|-----------------|--------|--------|--------|
| グリーン・ツーリズム受入れ人数 | 948人 | 1,050人 | 1,450人 |
| 上記のうち宿泊客数 | 380人 | 400人 | 480人 |

○長岡市への観光客入込数の増加

| 区分 | 17年度～23年度の平均値（実績） | 24年度～30年度の平均値（目標） |
|--------|-------------------|-------------------|
| 観光客入込数 | 7,350千人 | 7,480千人 |

8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙

1 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿・レストラン・飲食店等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類（その他の醸造酒）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる地域

長岡市の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や施設などの詳細

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストランや農家民宿等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として濁酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場産業の創造となり、農業の活性化にもつながる。

このような民間の自発的な取り組みが広がることは、地域の活性化にもつながるといふ観点からも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。